

このたび当組合では、令和6年2月21日開催の組合会（健康保険組合の議決機関）において、以下の制度の廃止が決定しましたのでお知らせいたします。

## 付加給付金制度 が廃止になります（令和6年4月1日から）

廃止される付加給付金	今後のスケジュール
一部負担還元金	令和6年4月受診分から廃止になります【※1】 具体的には以下のとおりです 令和6年2月受診分⇒付加給付支給月 令和6年5月 令和6年3月受診分⇒付加給付支給月 令和6年6月 令和6年4月受診分⇒付加給付制度廃止（令和6年7月）
家族療養費付加金	
合算高額療養費付加金	
訪問看護療養費付加金	
家族訪問看護療養費付加金	
埋葬料（費）付加金	施行日（令和6年4月1日）以降の死亡日から廃止になります
家族埋葬料付加金	

【※1】自己負担が、1人1ヵ月に1つの医療機関に対して35,000円を超えた場合、その超えた分を給付するワコール健保独自の付加給付です。付加給付金は、医療機関等を受診後の通常2ヶ月後に当組合に請求される診療報酬明細書に基づき、請求月の翌月に支給しています。（自動払い）

なお、高額療養費や埋葬料などの法定給付（法律で決められた給付）については、これまでどおり支給されます。

## 検診補助金制度 が廃止になります（令和6年4月1日から）

廃止される補助金制度

個人別検診補助金制度	乳がん検診、子宮がん検診につきましては、定期健康診断【※2】のオプションに組み込まれ、自己負担金なし（一部負担あり）で受診できます。
乳がん検診補助金制度	
子宮がん検診補助金制度	
市販禁煙補助剤購入補助金制度	【※2】令和6年から、定期健康診断はネットワーク型健診に変更します。詳細は適時ご案内させていただきます。

◎「子宮頸がん予防ワクチン接種補助金制度」は継続いたします。

### 廃止の背景

保険給付費（医療費など）や高齢者医療制度への納付金の増加により、今後さらに組合財政運営が厳しい状況が続くと予測されるため、厚生労働省から示されている「付加給付金は、コスト意識や受診する者とならない者との負担の均衡等に留意し、組合の財政状況を十分勘案したうえで、適正に設定すること」等の指針に基づき、組合独自に実施してきた付加給付を廃止することとなりました。何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

